



優先受付枠



集合型訓練助成金対応

(協賛) 中央建設企業経営振興事業協同組合連合会

【JMAF 財団認定ベンチマーク型セミナー】

# 【盛岡市】優良建築物整備事業の成功事例を視察し成功を体感する！ 「大型補助金を活用できる優建事業化研修」のご案内 「35 億円」規模の開発をゼロから立ち上げるノウハウを公開します！

社長、  
幹部役員も  
助成金の  
対象です！

大型補助金を受け取って民間の建替え工事を行っている物件の視察です。  
民間の建築工事でも一定の条件を満たす事で国の補助事業とすることが出来、総事業費の 10～25%程度の補助金を受けることが出来ます。  
この、知る人ぞ知る大型補助金活用ノウハウを皆さんにお教えいたします。  
今回は岩手県盛岡市において建設中の物件を題材に、実地で研修を開催し、具体的な企画のすすめ方をご案内する研修会を開催いたします。



今回視察物件の完成予想図

- ～大型補助金を活用した優建事業化研修で得られるノウハウ～
- 優良建築物整備事業とはなにか？ 1 棟で 35 億規模の事業化を図る
  - 優良建築物事業費の大型補助金申請ノウハウについて
  - 優建会による事業導入コンサルティングシステムについて

## (盛岡)大型補助金を活用した優良建築物実例視察研修 (令和 1 年 11 月 21 日開催)

(盛岡)大型補助金を活用した優良建築物実例視察研修受講申込書 (申込締切 11 月 15 日)			
御 社 名			
所 属 組 合	日賃協・日住協・日環協・労確協・日創協・日労協・日本機構・一般		
ご 住 所			
電 話 番 号		F A X 番 号	
受 講 者 名 簿 ( 名 )	1	(担当者名)	3
	2		4
受 講 料 (税込)	<input type="checkbox"/> 優建会会員	50,000 円/社	財団助成金 * 集合型訓練適合につき 40%支給 * 代理申請事務費 2,000 円/社
	<input type="checkbox"/> 一般企業	100,000 円/社	
財 団 助 成 金 利 用	<input type="checkbox"/> 利用する (員外企業も利用できます) <input type="checkbox"/> 利用しない * 代理申請事務費は支給額より控除納付となりますので、直接の負担はありません。		
財 団 認 定 監 理 団 体	日本賃貸住宅事業協同組合		* 受講料は監理団体へ納付下さい。

主宰

【中建連公認研修機関第 1904251 号】  
一般社団法人日本優良建築物整備振興協会  
東京都品川区東五反田 1-10-4MI ビル 2 階  
TEL 03-3473-1326 FAX 03-3473-1357

監理  
団体

【JMAF 財団認定監理団体第 190912 号】  
日本賃貸住宅事業協同組合  
東京都品川区東五反田 5-22-11-1401  
TEL 03-5795-1424 FAX 03-5795-1425

必要事項をご記入の上、令和元年 11 月 15 日までに FAX にてお申込み下さい。

▶ FAX 03-3473-1357

大型補助金を活用した優良建築物実例視察研修 カリキュラム

**日時:** 2019年11月21日(木)  
AM11:20~16:00【開場受付 11:00】



**岩手・盛岡市**

**会場:** 申込受付後、個別にご案内します。



【講師紹介】

代表理事 山浦健康  
優良建築物等整備事業コンサルタント。優建事業に対し全国各地で豊富な実績を持つ。

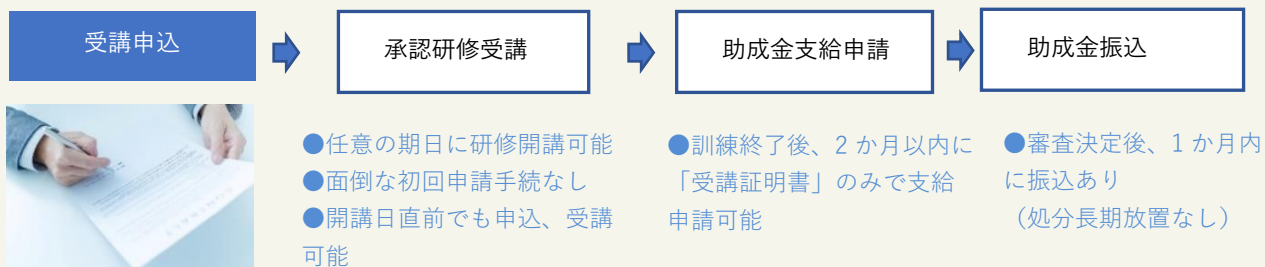
【実例物件視察場所】盛岡市中央通り3丁目

11:00	受付開始	時間	カリキュラム概要
11:20		-	オリエンテーション 【視察現場移動】
11:30 ~ 12:00	第1部 【実例物件 視察】	30	*会場にてオリエンテーション後、徒歩にて現地視察現場へ移動します。 【視察物件の概要】 場所 盛岡市中央通り3丁目 規模 総事業費 約35億円 延床面積 約2600坪
12:00 ~		60	【昼食/休憩】
13:00 ~ 15:00	第2部 【座学】	120	市街地再開発事業の導入ノウハウを知る！ ① 当該物件事業化までの経緯説明 ② 優建事業実施に向けた諸手続き説明
15:10 ~	個別相談	-	ご希望の企業の方には、優建事業実施のための無料診断等を個別相談で受け付けますので、お気軽にご相談ください。出来れば、候補地の住宅地図・公図・謄本をご持参ください。



財団助成金制度利用のご案内

- ①本研修は、【財団助成金】中小企業等能力開発助成金制度により、受講企業へ受講料に関する規定の助成金を支給します。  
(中建連所属員でない方も、財団助成金制度をご利用できます)
- ②受講生は雇用形態にかかわらず全員が対象となるほか、取締役等の経営者様も対象とします。
- ③研修会場で交付される「受講証明書」を提出するだけで、監理団体が代理で支給申請を行うため、面倒な申請手順はありません。(財団助成金制度の概要は、連合財団公式ホームページにてご確認ください。)



●2019年度実施制度は、JMAFのHPで確認下さい。

